⑿　本工事は、受注者の希望により週休２日相当を確保した施工を実施できる試行の対象工事（週休２日促進工事）である。ただし、実施については、施工計画書を提出する前に監督職員と協議するものとする。

⒀　本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の対象工事である。

⒁　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒂　本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。詳細は入札説明書による。

⒃　本工事は、「ＢＩＭモデルを活用した施工計画」の試行を行う対象工事である。

⒄　本工事は、「ＩＣＴ建築土工を活用した施工」の試行を行う対象工事である。

⒅　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子小黒板」という。）を活用した工事写真の撮影」の試行を行う対象工事である。

⒆　本工事は、受注者が技術提案及び工事中に施工合理化に関する提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する。

⒇　本工事は、遠隔地からの　イ　建設資材等の調達に係る費用、ロ　労働者確保に要する費用を契約変更により対応する試行工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく平成29・30年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成15年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

同種工事

次の㋐～㋒に掲げる要件を全て満たす、新築又は増築工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること。なお、㋐～㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。

㋐　建物用途　車庫、倉庫及び共同住宅を除く

㋑　構　　造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　地上２階建以上かつ延べ床面積3,000㎡以上

⑹　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者を配置する場合は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　主任技術者を配置する場合は、下記に示す資格を有する者であること。

・「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

・登録基幹技能者講習を修了した者のうち、国土交通大臣が認めるもの。（国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）参照）

③　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成15年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

④　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　申請書等で示された技術提案書により最大60点の加算点を与える。

③　下記⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

ⅰ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「コンクリート躯体の品質向上対策」について

ⅱ　社会的要請（環境の維持）の技術提案に関する事項

・「近隣施設利用者に対する環境（騒音・振動・粉じん）対策」について

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大60点の加算点とする。

⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。